

長野県新型コロナウイルス等対策行動計画（案）に係るパブリックコメント（県民意見公募手続）結果

長野県 危機管理部 消防課

- 1 意見募集期間 令和7年1月17日(金)～令和7年2月15日(土)
- 2 件数 1件（1者）
- 3 いただいたご意見と県の考え方

No.	ページ	項目	ご意見	県の考え方
1	58	第4章 情報提供・共有、 リスクコミュニケーション 第1節 準備期 2 所要の対応 1-1 新型コロナウイルス等の発生前 における県民等への情報提供・共有 1-2 新型コロナウイルス等の発生時 における情報提供・共有体制の整備等	新型コロナウイルス感染症では偏見・差別等に関する啓発が行われながら、特に移動自粛に関して偏見・差別を招きかねない対応が行われていたことが問題。同感染症は軽視してはならないものであり、現在もなお終了したわけではないが、当時の対応によって遠方との間の移動の印象がマイナスの意味で変化していることは大きな問題。ほかの都道府県名を名指ししての移動自粛の呼びかけが行われていたが、ほかの都道府県からの印象、対象とされたほかの都道府県との間を移動する人間からの印象が悪化しているのではないか。陽性となった場合の移動歴の公表が行われていたが、遠方との間の移動が原因と断定しているような手法ではないか。今後の感染症危機に備えるにあたっては見直しが必要。当時の問題の繰り返しとならないよう、当時の対応の検証が必要。	コロナ対応においては、県民等に適切な感染対策を行っていただくため、感染症の性状や感染状況に関する情報提供・共有が重要であるという認識のもと、科学的知見に基づく情報、感染対策等に必要な情報の提供・共有に努めてまいりました。その一方で、様々な情報が錯綜する中、感染症に対する恐怖や不安などから、偏見・差別が生じ、誹謗中傷という大きな問題が提起されました。 これを踏まえ、県行動計画においては、県民等の理解や協力を得るための情報提供・共有や誹謗中傷対策を重要な観点と捉え、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた、感染症危機に強くてしなやかに対応できる社会を目指すための目標の一つとして、基本的人権の尊重を実現する必要があります。 対策を講ずるにあたっては、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方の共有等を通じて、県民等が適切に判断・行動ができるよう、情報提供・共有を行う旨を記載しています。 また、感染者やその家族、医療関係者等に対する誹謗中傷等の新型コロナウイルス等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものであり、その旨や対応について記載しています。